

1. 国の要領等の最新版を適用【業務編】【工事編】

福井市が準拠する国の要領等について、国の最新版を適用しました。また、最新版との整合を図るための見直しを行いました。

2. 発注図フォルダを電子納品しない運用に変更【工事】

工事完成図書の電子納品等要領（平成22年9月）（国土交通省）から、受注者が発注図フォルダ（DRAWINGSフォルダ）を作成する必要がなくなり、電子成果品に格納しないこととなりました。福井市においてもガイドラインに準拠し、発注図フォルダを作成しないこととします。なお、土木事業のみでなく、農業土木事業の要領を使用する場合においても同様の運用とします。

3. 電子成果品は従来どおり1つの電子媒体に全ての成果品データを格納【工事編】

工事完成図書の電子納品等要領（平成22年9月）（国土交通省）では、情報共有システムの利用を前提としていますが、福井市では情報共有システムを利用しないこと、また、保管スペースを有効活用するため、従来どおり1つの電子媒体に全ての成果品データを格納します。ただし、電子成果品の容量が大きく1つの電子媒体に納まらない場合、受発注者間協議の上、従来の分割方法で複数枚の電子媒体に格納することとします。

4. 紙と電子による成果品の二重納品の排除の徹底【業務編】【工事編】

電子納品に関する基本的な考え方を図示化し、必要以上に電子データの作成と提出を求めないよう明確化しました。

5. 適用する時期【業務編】【工事編】

新しい福井市電子納品ガイドライン（案）は、平成26年4月1日以降に発注する工事、業務から適用します。